

筑西広域市町村圏事務組合職員の職名に関する規程

平成 17 年 3 月 28 日

訓令第 3 号

改正 平成19年 3 月 29 日 訓令第 1 号 平成20年 4 月 1 日 訓令第 3 号
平成23年 3 月 25 日 訓令第 4 号 平成24年 3 月 27 日 訓令第 1 号
平成30年 3 月 14 日 訓令第 1 号

筑西広域市町村圏事務組合職員の職名に関する規程（昭和 56 年訓令第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例（昭和 46 年条例第 7 号）に規定する職員のうち、消防職員を除く職員の職の名称（以下「職名」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の職名）

第 2 条 職員の職名は、次のとおりとする。

事務局長、理事、次長、参事、課長、調整監、副参事、課長補佐、係長、主幹、主任、主事、主事補、技師、技師補、技術嘱託、事務補助員、技術補助員、技労員、用務員、嘱託員

（役職名）

第 3 条 前条に定める職名のうち、事務局長、次長、課長、課長補佐及び係長にあつては、別表に掲げる区分により、それぞれ同表右欄に定める役職名を付与する。

2 前項の場合において、当該役職名には、筑西広域市町村圏事務組合行政組織規則（昭和 56 年規則第 3 号。以下この条において「行政組織規則」という。）に定める施設等の名称を冠するものとする。

（法令に基づく職名の併用）

第 4 条 職名に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、第 2 条に規定する職名のほか、別の職名を用い、又は併せ用いることができる。

（補則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日訓令第 1 号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 14 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	役職名
事務局長	事務局長、理事
次長	次長、参事
課長	課長、調整監、所長、館長、場長、副参事
課長補佐	課長補佐、副所長、副館長、副場長
係長	係長